

令和 7 年通勤手当 非課税限度額引き上げ

令和 7 年通勤手当非課税限度額引き上げ（概要）	2
通勤手当調整額一覧（資料）出力	3
出力	3
年末調整データの登録	5
通勤手当調整額入力	5

令和7年通勤手当非課税限度額引き上げ（概要）

令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

改正後の1ヶ月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

区分	課税されない金額	
	改正後 (令和7年4月1日以後適用)	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55km以上である場合	38,700円 31,600円
	通勤距離が片道45km以上55km未満である場合	32,300円 28,000円
	通勤距離が片道35km以上45km未満である場合	25,900円 24,400円
	通勤距離が片道25km以上35km未満である場合	19,700円 18,700円
	通勤距離が片道15km以上25km未満である場合	13,500円 12,900円
	通勤距離が片道10km以上15km未満である場合	7,300円 7,100円
	通勤距離が片道2km以上10km未満である場合	4,200円 同左
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	通勤距離が片道2km未満である場合	(全額課税) 同左
	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同左
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	同左

改正前に既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税限度額を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、**改正後の非課税限度額を適用した場合に過納となる税額がある場合には、本年の年末調整の際に精算することになります。**

※詳細は、最寄りの税務署へご確認ください。

国税庁 HP : [通勤手当の非課税限度額の改正について | 国税庁](#)

通勤手当調整額一覧（資料）出力

令和 7 年 4 月以降支払われた通勤手当の一覧を出力します。

参考資料として調整額の算出にご活用ください。

※以下の条件をすべて満たしていた場合、調整が必要になる可能性があります(退職者含む)。

- ・令和 7 年 4 月 1 日以降の給与で通勤手当の支給がある
- ・交通用具を利用しており、通勤距離が片道 10km 以上である
- ・改正前の非課税限度額を超えて通勤手当が支給されている

1 出力

メインメニュー → 各種帳票印刷 → 集計

令和 7 年通勤手当調整額一覧（資料）を出力します。



施設選択：グループのみ選択可能です。

対象期間：令和 x x 年 x x 月から…【令和 7 年 4 月】を指定します。

令和 x x 年 x x 月まで…改正前の非課税限度額を適用し給与計算した月を指定します。

※Verup 处理後は通勤手当非課税限度額が改正後の状態に更新されます。

例 1) Verup 处理後に令和 7 年 12 月給与計算を行った場合

【令和 7 年 4 月】から【令和 7 年 11 月】までを指定します。

例 2) Verup 处理前に令和 7 年 12 月給与計算を行った場合

【令和 7 年 4 月】から【令和 7 年 12 月】までを指定します。

※Verup 处理後に計算した月も含めて出力した場合、調整額が算出されます。

対象期間は、Verup 处理前までの期間を指定してください。

作成日：作成日を出力するには【あり】を指定します。

その後「出力」ボタンを押し、保存場所を指定して保存してください。

区分が交通用具で、通勤手当の支給期間が 1 ヶ月単位以外の場合、通勤手当調整額一覧（資料）はご利用いただけません。

※非課税限度額の換算が 1 ヶ月単位で行われるため

令和7年 通勤手当調整額一覧表(資料)

(令和07年 4月 ~ 令和07年 12月)

サークル保育園 (正規職員)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	調整額計
個人コード:00003	氏名:岩手 美和									
通勤手当支給額	7,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	
新上限	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300	
旧上限	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	
区分	10km以上	10km以上	10km以上	10km以上	10km以上	10km以上	10km以上	10km以上	10km以上	
調整額	0	-200	-200	-200	-200	-200	-200	-200	-200	-1,600

通勤手当支給額	支給済み通勤手当額	同月に複数回通勤手当の支給がある場合は合算されます。
新上限	改正後 非課税規定額	【個人情報マスター/支給形態情報】 通勤手当区分に設定されている情報を元に印刷します。
旧上限	改正前 非課税規定額	「交通用具利用」の給与所得者が対象となっていますが、「交通機関利用」「その他」の区分についても印刷されます。
区分	通勤手当区分	
調整額	改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額	<p>令和7年年末調整の際に精算が必要な額</p> <p>例1) 4月通勤手当支給額: ¥8,000 4月新上限: ¥7,300 4月旧上限: ¥7,100 4月区分: 10キロ以上 4月調整額: 200 ①改正後の非課税額は¥7,300である。 ②改正前の非課税額は¥7,100である。 ③調整額(新たに非課税になった額) $7,100 - 7,300 = -200$</p> <p>例2) 4月通勤手当支給額: ¥7,000 4月新上限: ¥7,300 4月旧上限: ¥7,100 4月区分: 10キロ以上 4月調整額: 0 ①改正後の非課税額は¥7,300である。 ②改正前の非課税額は¥7,100である。 ③支給額が非課税額の範囲内のため調整の必要はありません。</p>

こんな場合は…

- 例) 雇用形態が変わり、ひと月に2ヶ月分の通勤手当が支給される。
- 3月末までは臨時職員(翌5日支給)。4月からは正職員(当月25日支給)。雇用形態変更に伴い給与支給日がわり、4月のみ給与が2回支給されることになった。
- (4/5支給・・・3月分臨時職員給与支給 4/25支給・・・4月分正職員給与支給)

通勤手当調整額一覧表(資料)では、1ヶ月分の差額のみ計算されます。「調整額」欄は、「新上限」欄と「旧上限」欄の差額を算出しており、実際の調整差額とは異なります。

このような場合は、調整額を別途手計算して頂く必要がありますのでご注意ください。

年末調整データの登録

令和7年年末調整で調整が必要な場合、年末調整データ画面を登録します。

※Verup処理後、令和7年のみ年末調整入力(一覧)が利用できません。

年末調整入力(個人別)をご利用ください。

1 通勤手当調整額入力

メインメニュー → 年末調整

調整金額を「通勤手当調整」欄に入力し、登録します。

The screenshot shows the 'Annual Adjustment Input (Individual)' window. On the left, there's a list of employees. In the center, there's a table for entering adjustments. The 'Commuting Allowance Adjustment' field is highlighted with a red box. On the right, there's a detailed breakdown of tax categories and their allowances.

年調方法	給与計算
支 払 額	控除額
① 25,000	③ 22,500
② 0	④ (イ) 22,500
(ロ) 40,000	(ロ) 40,000
⑤ 0	(ハ) 40,000
(イ)+(ロ)+(ハ) 102,500	
小規模企業共済掛金 0	
住宅特別控除額	住宅借入金適用歟 0
非課税額調整	詳細 0
給与所得以外の所得額	通勤手当調整 -1,600
前 支払金額 0	社会保険料 0
総 源泉徴収税額 0	前職等入力 0

【税表区分】	甲表
【生年月日】	昭和57年06月09日生
【採用年月日】	平成29年04月01日
【本人】	【扶養親族等】
未成年	× 控除対象配偶者 無し
寡婦	× 一般扶養親族 0人
ひとり親	× 特定扶養親族 0人
一般の障がい者	× 特定親族(源泉対象) 法改前
特別の障がい者	× 老人扶養親族 0人
勤労学生	× 内同居老親 0人
死亡退職	× 障がい者 一般 0人
災害者	× 特別 0人
外国人	× 内同居特別 0人
	年少扶養親族 0人
	特定親族(源泉対象外) 0人

すでに12月の給与や賞与を登録済みで年調過不足金が変更になる場合、「年末調整過不足額を再計算しますか?」とメッセージが表示されます。

「はい」をクリックし、年末調整過不足額を再計算してください。